

政令第二百五十六号

P T A ・青少年教育団体共済法の施行期日を定める政令

内閣は、P T A ・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

P T A ・青少年教育団体共済法の施行期日は、平成二十三年一月一日とする。